

1 2 3 4 5 6 7 8 9 10

集  
排  
承認書控

25

不承認

控綴

(II)

自才

三

一

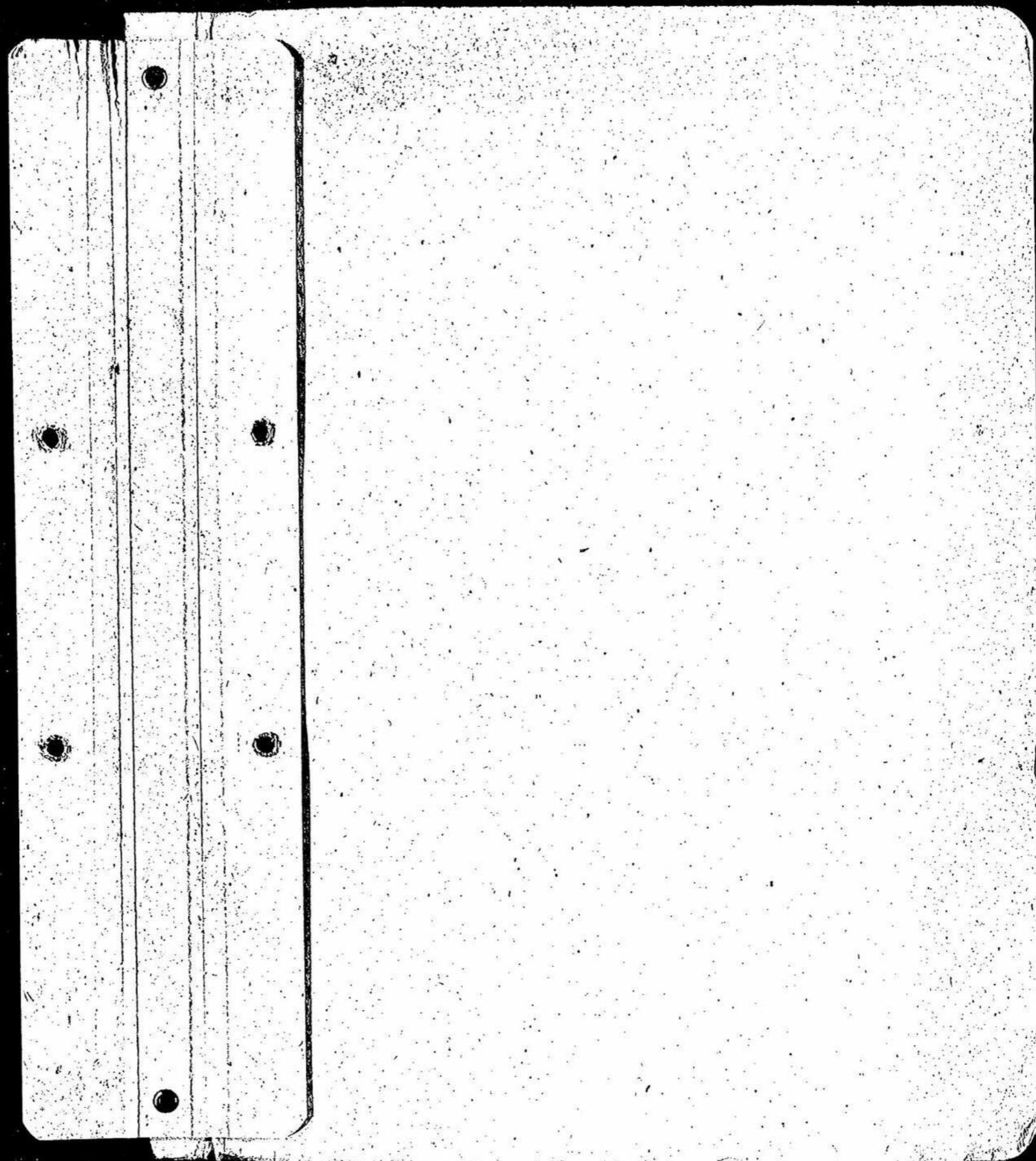
号

総務課

課

2754

国立公文書館	
分類	持株
排架番号	3 B
	14-3
	牒2754





集排不承企第三〇一號

昭和二十三年 九月二十二日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎

株式會社京三製作所

取締役社長 樋口伍兵衛殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第一、七條の規定による申請不承認の件

六月二十二日附貴社の申請にかゝる左記事項は不承認にな

りましたから御通知します

記

一、社團法人物價調査會會費支払の件

理由

後團件は統制機能と營んでゐる。

裏面白紙



64

集排不承企第三〇二 號

昭和二十三年 九月 廿 日

企業第二部第一課

持株會社整理委員會

企業第二部長 永 井 三 郎

片倉工業株式會社

取締役社長 中 沢 正 英 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七 條の規定による申請不承認の件

八月二十四日附貴社の申請にかゝる左記事項は不承認になりましたから御通知します

記

一、片倉大宮高等女校へ基金贈与及 戦後賠償協定の締結の件

理由 及び 賠償の寄付は好ましくないと考へらるる

裏面白紙

集排不承企第 三〇三 號

昭和二十三年 九月 廿七日

控

大友商船株式會社  
取締役長 伊藤武雄 殿

持株會社整理委員會

企業第一部長 植村

成

過度經濟力集中排除法に基く手續規則  
第七條の二條の規定による申請不承認の件

八月十二日附貴社の申請にかゝる左記事項は不承認になりましたから  
御通知します。

記

一 鹿児島縣船主連盟 昭和二十二年分會費支拂の件  
理由 本團作は事業名團體協に違及有る

裏面白紙

集排不認企第三〇四號

昭和二十三年 九月 二十七日

持株會社整理委員會

企業第一部長

植村

成

控

神戸電機株式會社

取締役社長 直木三郎殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七の二條の規定による申請不承認の件

七月 十六日附貴社の申請にかゝる左記事項は不承認になりましたから御通知します

記

一、左記會費支拂の件(六〇、一〇〇円)

記

西部會成樹脂協會會費、財団法人大改府登録工場協會會費、財団法人商工協會會費、近畿支部會費、近畿化學工業會會費、島分支部の會費

以上

理由

団体は専業者団体協会の違反による

裏面白紙



集排不認企第三〇五號

昭和二十三年 九月 二十七日

控

日本板硝子株式会社  
社長 中村 文次 殿

持株會社整理委員會  
企業第一部長 植 村 成

過度經濟力集中排除法に基づく手續規則  
第七の二條の規定による申請不承認の件  
八月 二十七日 日附貴社の申請にかゝる左記事項は不承認にな  
りましたから御通知します

記

一、四日市臨港警防協会より、会費支拂の件  
一、附帯條件  
団体は事業者団体法に違反する

裏面白紙

正印

控

集排不認企第306號

昭和二十三年九月二十七日

持株會社整理委員會

企業第一部長 植

村

成

日本セメント株式會社  
取締役社長 徳根 吉郎 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七の二條の規定による申請不承認の件

八月 廿日附貴社の申請にかゝる左記事項は不承認にな  
りましたから御通知します

記

一、會費支拂の件  
一、附帯條件

由九社持株會社整理委員會  
以海運中社申出次協同社  
批海運中社一トバクが回業會  
団体は事業者団体法に準るを存す

裏面白紙



集排不認企第 〇七 號

昭和二十三年 十月 十一日

持株會社整理委員會

企業第一部長 植

村

成

(控)

富士紡績株式会社  
取締役会長 堀文子 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

武蔵操

第七條の規定による申請不承認の件

九月廿一日附貴社の申請にかゝる左記事項は不承認にな  
りましたから御通知します

記

一、小山工場所有地一五〇三坪、小山村町中平へ、贈與ニ関スル申請件

裏面白紙

集排不承企第308號

昭和二十三年 十月 一日

持株會社整理委員會  
企業第一部長 植村 成

檢

松卜書器産業株式會社  
社長 松卜身之助 敬

過度經濟力集中排除法に基く手續規則  
第29條の規定による申請不承認の件

九月イ日附貴社の申請にかゝる左記事項は不承認になりましたから  
御通知します。

記

一、大阪府労働者厚生施設事業協会の入会費を松卜書器産業株式會社に  
理回  
団体で松卜書器産業株式會社に納入する

裏面白紙

集排不承企第309號

昭和二十三年一月一日

持株會社整理委員會  
企業第一部長 植村

成

松本重泰産業株式會社  
社長 松本重之助 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則  
第27條の規定による申請不承認の件

九月一日附貴社の申請にかゝる左記事項は不承認になりましたから  
御通知します。

記

一、大阪府貿易水道協議會に入会し貴社と  
関係し、概算日事業者団体法の違反あり

裏面白紙

集排不認企第三一〇號

昭和二十三年 十月二十五日

持株會社整理委員會

企業第一部長 植 村 成

東洋紡績株式會社

取締役社長 河野善次郎 殿

敬啟者

過度經濟力集中排除法に基く手續規則  
第七條の規定による申請不承認の件

八月二十八日附貴社の申請にかゝる左記事項は不承認にな  
りましたから御通知します

記

一、日本羊毛紡績會社費支払申請（三五〇、二〇〇円）  
理由 当會は統制機能と管入である。

裏面白紙



集排不認企第三一號

昭和二十三年十一月三日

倉敷紡績株式會社

福井周郎 殿

持株會社整理委員會

企業第一部長 植村

成

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請不承認の件

九月十一日附貴社の申請にかゝる左記事項は不承認にな

りましたから御通知します

記

一、日本羊毛紡績會社昭和二十三年九月五日  
(理由) 団体株式發行新機あり

裏面白紙



集排不承金第三一二號

昭和二十三年十月二十五日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎

三菱重工業株式會社

取締役社長 岡野保次郎 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請不承認の件

月 日附貴社の申請にかゝる左記事項は不承認にな

りましたから御通知します

記

一、長崎地区自動車整備工業協同組合入金支払の件（八〇〇〇円）  
菱特理才十二号

理由 本組合の機能は本業者団体法に適合しない

裏面白紙



集排不承金第三一三號

昭和二十三年 九月 七日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎

日鐵鐵道株式會社  
取締役社長 本村 田惠三郎殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請不承認の件

七月三十一日附貴社の申請にかゝる左記事項は不承認になりましたから御通知します

記

一、岩手縣自家用自動車協同組合會費支拂

(金額 三、五〇〇円)

理由  
事業者団体法に準據してゐない

裏面白紙



集排不承企第 三二五號

昭和二十三年十一月一日

持株會社整理委員會

企業第一部長 植村

成

鐘淵紡績株式會社

取締役社長 石藤 毅

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請不承認の件

九月三十一日附貴社の申請にかゝる左記事項は不承認になりましたから

御通知します。

記

近畿特紡協会入会金並合資金払込二〇〇〇日

(附) 合付控新株発行受取人宛

以

裏面白紙

集排不承企第 三一六號

昭和二十三年十一月一日



持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎

株式會社日立製作所

取締役社長 倉田 主税 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條<sup>2</sup>の規定による申請不承認の件

九月三十日附貴社の申請にかゝる左記事項は不承認にな

りましたから御通知します

記

一、中部電氣協會と貸支拂<sup>9</sup>件 (附<sup>10</sup>2000円)

理由別紙

裏面白紙

50



集排不承企第 三七一號

昭和二十三年 十一月 ( ) 日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎

川崎重工業株式會社

取締役 神島新七殿  
整理部長

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請不承認の件

九月 三日附貴社の申請にかゝる左記事項は不承認になり  
ましたから御通知します

記

一、知多工場に電氣爐据付及変圧器室新設の件  
理由 日本に電氣爐能力は過剩であるから増設の必要はない

裏面白紙

集排不承金第 三二八號

昭和二十三年七月一日

企業第二部第四課

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎

株式會社神戶製鐵所  
取締役北野阿弥三郎 殿



過度經濟力集中排除法に基く手續規則  
第七條の規定による申請不承認の件  
九月十五日 日附貴社の申請にかゝる左記事項は不承認にな  
りましたから御通知します

記

一、団体會費(兵庫縣電氣協會工費)支給  
支給金額一八〇〇〇円  
(理由) 兵庫縣電氣協會の協賛によるため

裏面白紙



集排不承金第三一九號

昭和二十三年五月一日

持株會社整理委員會

三菱重工業株式會社

企業第二部長 永井三郎

取締役社長

岡野保次郎 殿

過度經濟力集中排除法に基づく手續規則

第七條の規定による申請不承認の件

九月二日 日附貴社の申請にかゝる左記事項は不承認になり

りましたから御通知します

記

一、船舶會館設立に付したる寄附金四九二四〇六一十九  
(理由)此の種類の寄附金は児童と思はれる

裏面白紙







集排不承企第三二〇號

昭和二十三年五月一日

持株會社整理委員會

石川島重工業株式會社

企業第二部長

永

井

三

郎

取締役此書  
下島勝次殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請不承認の件

九月二日附貴社の申請にかゝる左記事項は不承認にな

りましたから御通知します

記

一、船舶會館設立に對する案附 五五三八五一四

(理由)此の種類の案附金は冗費と思はれる

裏面白紙



集排不承企第三二一號

昭和二十三年十一月一日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎

日本鋼管株式會社  
取締役社長  
河田 重 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請不承認の件

九月二日附貴社の申請にかゝる左記事項は不承認にな  
りましたから御通知します

記

一、船舶會館設立に對する寄附 二、二四二、二九〇円

(理由)此の種類の寄附金は冗費と思はれる

裏面白紙



集排不承金第三二二號

昭和二十三年二月一日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎

日立造船株式會社  
取締役社長  
出田孝行殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則  
第七條の規定による申請不承認の件  
九月三日附貴社の申請にかゝる左記事項は不承認にな  
りましたから御通知します

記

一、船舶會館設立に對する寄附一、一九四三、二七、四  
(理由)此の種類の寄附金は冗費と思はれる

裏面白紙

集排不認企第三二三號

昭和二十三年 十一月 一日



川南工業株式会社

代表取締役

吉田 種 由 殿

持株會社整理委員會

企業第一部長 植

村

成

過度經濟力集中排除法に基く手續規則  
第七條の規定による申請不承認の件  
九月 日附貴社の申請にかゝる左記事項は不承認にな  
りましたから御通知します

記

一、船舶會館設立に對する寄附一、八四五、五三五円  
(理由)此の種類の寄附金は冗費と思はれる

裏面白紙



集排不承企第三二四 號

昭和二十三年 七月 一日

持株會社整理委員會

川崎重工業株式會社

企業第二部長

永

井

三

郎

取締役  
神馬 新七郎 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請不承認の件

九月二日附貴社の申請にかゝる左記事項は不承認になり  
りましたから御通知します

記

一、船舶會館設立に對する号附一、〇〇七、四四二、一九  
(理由)此の種類の号附金は冗費と思はれる

裏面白紙



集排不認企第三三五號

昭和二十三年 十一月 一日

持株會社整理委員會

企業第一部長 植 村 成

株式會社播磨造船所

取締役社長

横 尾 龍 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請不承認の件

九月二日附貴社の申請にかゝる左記事項は不承認になりましたから御通知します

記

一、船舶會館竣工に對する寄附 四九四三一九円  
(理由) 此の種款の寄附金は冗費と思はれる

裏面白紙





集排不認金第三二六號

昭和二十三年十一月一日

持株會社整理委員會

企業第一部長 植

村

成

三井造船株式會社

取締役社長

加藤 五一 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請不承認の件

九月二日附貴社の申請にかゝる左記事項は不承認にな

りましたから御通知します

記

一、船舶會館設立に付する号附ニ〇三、〇四〇四

(理由) 此の種類の号附金は冗費と思はれる

裏面白紙



集排不認企第 三二七 號

昭和二十三年 十一月 一日

持株會社整理委員會

企業第一部長 植

村

成

三井本船運送株式會社  
代表取締役  
伊能 康之助 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則  
第 七 條の規定による申請不承認の件  
九月 二 日附貴社の申請にかゝる左記事項は不承認にな  
りましたから御通知します

記

一、船舶會館改定に於ける客附金 二、三六二円  
(理由) 此の種類の客附金は冗費と思はれる

裏面白紙



集排不承企第三二八號

昭和二十三年十一月一日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎

三菱電機株式會社  
取締役社長  
高杉善一殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則  
第七條の規定による申請不承認の件

九月二日附貴社の申請にかゝる左記事項は不承認にな  
りましたから御通知します

記

一、船舶會館設立に對する寄附金 八六、六九二円  
(理由)此の種類の寄附金は冗費と思はれる

裏面白紙



集排不承企第三一九號

昭和二十三年十一月一日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎

株式會社日立製作所  
取締役社長  
倉田主税殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則  
第七條の規定による申請不承認の件  
九月二日附貴社の申請にかゝる左記事項は不承認にな  
りましたから御通知します

記

一、船舶會館設立に對する寄附金 三九七八円  
(理由)此の種類の寄附金は冗費と思はれず

裏面白紙

37

集排不承企第三三〇號

昭和二十三年十一月一日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎



株式会社神戸農銀所  
取締役長

町永三郎殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第 七 條の規定による申請不承認の件

九月二日附貴社の申請にかゝる左記事項は不承認にな

りましたから御通知します

記

一、船舶會館設立に對する寄附金 四一、〇六二円  
(理由) 此の種類の寄附金は冗費と思はれる

裏面白紙



26



集排不承企第三三一號

昭和二十三年五月一日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎

直不三郎 殿

神戸電機株式會社  
取締役社長

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請不承認の件

九月二日附貴社の申請にかゝる左記事項は不承認にな

りましたから御通知します

記

一、船舶會館設立に付する寄附金 一六、四二一、一九  
(理由) 此の種類の寄附金は冗費と思はれる

裏面白紙

集排不承企第三三四號

昭和二十三年一月三十一日

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎

東京芝浦電氣株式會社

取締役社長 新岡 広作 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請不承認の件

九月 二日附貴社の申請にかゝる左記事項は不承認にな

りましたから御通知します

記

一、設備移轉及建築改修の件（一七五九三〇月）

面編成計画中の件本件は当分延期し且つ全般的再編成中の  
紙込可（さつ可）

裏面白紙



集排不承企第三三五號  
昭和二十三年二月十五日

日本無線株式会社  
社長 河野 廣水 殿

持株會社整理委員會  
企業第二部長 永井 三郎

過度經濟力集中排除法に基く手續規則  
第七條の規定による申請不承認の件  
昭和三十二年十一月五日附貴社の申請にかゝる左記事項は不承認になりましたから  
御通知します。

記

一 真空管工場作業設計製造設備拡張の件  
附帯條件

別紙の通り

裏面白紙



昭和 年 月 日

東京都千代田区内幸町二丁目一番地  
持株會社整理委員會  
電話銀座(分)三七八〇一二番

夕工務ノ旨

本件則 <sup>由請</sup> 却下す。右 <sup>知</sup> 現 <sup>知</sup> 材械局 <sup>知</sup> 對

提供 <sup>之</sup> 右 <sup>之</sup> 資料 <sup>ハ</sup> 甚 <sup>シ</sup> 也 <sup>ト</sup> あり。 <sup>通</sup> 達 <sup>ト</sup> 係 <sup>ル</sup> 事 <sup>ト</sup> あり。 <sup>能</sup> 機 <sup>械</sup> 科 <sup>学</sup> 局 <sup>材</sup> 械

生産製造部

集排不認企第ニ三三六號

昭和二十~~五~~四年六月二十八日

持株會社整理委員會

企業第一部長 植村 威

企業第二部長 永井 三郎

三菱重工株式會社

取締役社長 岡野保次郎 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第 七 條の規定による申請不承認の件

三月三十一日附貴社の申請にかゝる左記事項は不承認にな

りましたから御通知します

控

記

一、事業設備新設許可申請の件（對菱持経第ニ三三三号）

理由 別紙

裏面白紙

不承認  
集排抑下 企第 三三七 號

昭和二十三年 九月 七 日

DT 6 13

右を以て

東武鐵道株式會社  
取締役社長 三 鬼 隆 殿

持株會社整理委員會  
企業第二部長 永 井 三 郎

右を以て

過度經濟力集中排除法に基く手續規則  
第 七 條の規定による申請却下の件  
六月二十四日附貴社の申請にかゝる左記事項は却下になり  
ましたから御通知します

記

一、輪西製鐵所が入浴生炉新設工事費用追加 四七、五三〇、六四七円  
別紙理由による

裏面白紙

集排不承企第ニシハ 號

昭和二十一年 九月十四日

持株會社整理委員會

企業第二部長

永

井

三

勇

# 日本製鐵株式會社

取締役社長 三 鬼 隆 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請不承認の件

七月三十一日附貴社の申請にかゝる左記事項は不承認になりましたから御通知します

記

- 一、釜石製鐵所第入熔鋸炉復旧費追加 二四、四五、〇〇〇円
- 別紙理由による

裏面白紙

24.9.20.

29

集排不承企第 三三三 號

昭和二十三年十月十日

企業第二部第二課

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井

三郎

日本製鐵株式會社

取締役社長 三 鬼 隆 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請不承認の件

九月十五日附貴社の申請にかゝる左記事項は不承認にな

りましたから御通知します

記

一、輪西製鉄所製鋼工場が久米野新設工事費追加

四七、五三〇、六四七円

別紙理由書

裏面白紙



集排不承企第 三 四 〇 號

昭和二十四年十一月八日

企業第二部第二課

持株會社整理委員會

部長名訂正

日本製鐵株式會社

取締役社長 三 鬼 隆 殿

企業第二部長 前 原 勇 郎

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請不承認の件

九月十九日附貴社の申請にかゝる左記事項は不承認にな

りましたから御通知します

記

一、鞍西製鐵所 鉾石置場 高柴鉄道延長の件

附帶條件別紙理由

6a

(二七四六号)

裏面白紙

企總第三四一號

昭和三十四年十一月八日

24.11.11

企總第三四一號

持株會社整理委員會

企業第三部長

永井

三郎

企業第三部長

原

勇

株式會社神戸製鋼所

取締役社長

町永三郎

殿

昭和三十四年

九月

十五日

附貴翰第

四二

號申請ニ

カカル

左記ノ

件ハ

（申伸入）

不承認トナリマシタカラ此段御通知致シマス

記

一、製鉄部石炭貨車卸設備新設

（京三三五、三七五日）

附帶條件（理由）

本件申請は現在の操業状態を改善する上に重要であることは考へられた。

裏面白紙

企總第三四二號

昭和三十四年十一月八日

企業第二部第二課

24.11.11

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎

前原勇

株式會社神戸製鐵所

部長 阪神製鐵社長 町永三郎 殿

昭和三十四年九月十五日附貴翰第四〇號申請ニカカル左記ノ件ハ

一字挿入 不承認トナリマシタカラ此段御通知致シマス

記

製鐵部、貨車秤設備設置 (一九四〇年)

附帶條件 (理由)

本件申請は現在の操業状況と改善するに重要であるといふことらしい。

裏面白紙

企總第三四三號

昭和三十四年十一月八日

企業第二部第二

24.11.11

持株會社整理委員會

企業第二部長 永井三郎

企業第二部長 前原勇

株式會社神戸製鋼所

取締役社長

町永三郎

殿

〔受押入〕

昭和三十四年九月十五日附貴翰第四三號申請ニカカル左記ノ件ハ  
不承認トナリマシタカラ此段御通知致シマス

記

一、製鉄部才之熔解課裝入起重機新設（一五、〇〇〇千円）

附帶條件（理由）

本件申請は現在の操業状態を改善する上ト重要ア  
あるとは考へられぬ。

裏面白紙

部長名訂正

集排不承企第三四四 號

昭和二十四年十一月 八 日

持株會社整理委員會

企業第二部第二課

24.11.11

# 日本製鐵株式會社

取締役社長 三鬼 隆 殿

企業第二部長 永井三郎  
企業第二部長 前原 勇

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七 條の規定による申請不承認の件

八月二十九 日附貴社の申請にかゝる左記事項は不承認にな

りましたから御通知します

記

一、八幡製鐵所の銀整流器購入振付

6. 欠

裏面白紙

集排不承企第三四五 號

昭和二十四年十一月十七日

企業第二部第二課

24.11.21

持株會社整理委員會

日本製鐵株式會社

企業第二部長 永井三郎

取締役社長 三鬼隆

殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請不承認の件

九月一日附貴社の申請にかゝる左記事項は不承認になり

りましたから御通知します

記

一、 友田製鐵工場三五〇〇トナリボ送風機購入掛付工事費追加

7a.

(一四一六三、四)

裏面白紙

集排不承企第三四六 號

昭和二十四年十一月十七日

持株會社整理委員會

24.11.21

企業第二部第二課

日本製鐵株式會社

取締役社長 三鬼 隆 殿

企業第二部長 永井 三郎

部長 前田 勇

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請不承認の件

九月一日附貴社の申請にかゝる左記事項は不承認になりましたから御通知します

記

一、東日製鐵工場が三温式がス清淨煉製<sup>改</sup>造工事要追加

7a

(六五七〇,〇〇〇円)

裏面白紙



集排不承企第三四七 號

昭和二十四年十一月十七日

持株會社整理委員會

企業第二部第二課

24.11.21

# 日本製鐵株式會社

取締役代表 三鬼 隆 殿

企業第二部長 永井 三郎  
企業第二部長 前原 勇

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請不承認の件

九月一日附貴社の申請にかゝる左記事項は不承認にな

りましたから御通知します

記

一、銚石破砕装置改造工事を増追加（一九三六、〇〇〇円）

理由別紙

裏面白紙

集排不認企第三四八號

昭和二十四年十一月二十六日

24.12 2

企業部

日本製鐵株式會社

取締役社長 三島 隆 殿

持株會社整理委員會  
企業部長 前原 勇

過度經濟力集中排除法に基く手續規則  
第七條の規定による申請不承認の件  
七月二十八日附貴社の申請にかゝる左記事項は不承認にな  
りましたから御通知します

記

一、輪西製鉄所 焼結工場 ノンベア 新設 1 件

ス. e. (一八四四 4 日)

裏面白紙

集排不認企第三四九號

昭和二十四年十一月二十六日

24.11.26



# 日本製鐵株式會社

取締役社長 三鬼 隆 殿

持株會社整理委員會

企業部長 前 原 勇

企業部長 三 誠

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請不承認の件

十月一日 日附貴社の申請にかゝる左記事項は不承認になりましたから御通知します

記

一、輪西製鉄所 中央電所 ケーブル増設工件

三長

(四、三、七、五、ヶ月)

裏面白紙

集排不認企第三五〇號

昭和二十四年十一月二十六日

企業部第二課

持株會社整理委員會

企業部長 前 原 勇

# 日本製鐵株式會社

取締役社長 三 鬼 隆 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第 七 條の規定による申請不承認の件

七月二十六日 日附貴社の申請にかゝる左記事項は不承認にな

りましたから御通知します

記

一、輪西製鉄所貨車修理場十台天井走行起動機購入掛付  
一台（三五五〇号）

スレ

裏面白紙

集排不認余第三五一號

昭和三十四年十一月二十六日

24.12.2

企業部第二課

日本製鐵株式會社

取締役社長 三鬼 隆

殿

持株會社整理委員會  
企業部長 前 原 勇

過度經濟力集中排除法に基く手續規則  
第七條の規定による申請不承認の件  
九月十九日附貴社の申請にかゝる左記事項は不承認にな  
りましたから御通知します

記

- 一、編西製鐵所厚項倉庫別設備新設の件 (三ノ、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、一百)
- 別紙條件(理由)付不長

裏面白紙

集排不認企第 三五二 號

昭和二十四年十二月二十六日

企業部第二課

日本製鐵株式會社

取締役社長 三 鬼 隆

殿

持株會社整理委員會

企業部長 前 原 勇

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請不承認の件

九月十五日 日附貴社の申請にかゝる左記事項は不承認にな

りましたから御通知します

記

一、輪西製鐵所埠頭着貫場新設の件 (三一九三のクイ)

スル

裏面白紙

集排不認企第三五三號

昭和三十四年十二月二十六日

24.12.22

企業部第二課

日本製鐵株式會社

取締役社長 三鬼 隆

殿

持株會社整理委員會

企業部長 前 原 勇

過度經濟力集中排除法に基づく手續規則

第七條の規定による申請不承認の件

十月三日附貴社の申請にかゝる左記事項は不承認になりましたから御通知します

記

一、 輪西製鉄所 中東発電所 揚炭設備新設3件

スレ

(一六九三〇〇、〇〇〇円)

裏面白紙



集排不認企第三五四號

昭和二十四年十一月二十六日

企業部第三課

持株會社整理委員會

企業部長 前原 勇

# 日本製鐵株式會社

取締役社長 三鬼 隆 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請不承認の件

九月三十日附貴社の申請にかゝる左記事項は不承認になりましたから御通知します

記

一、輪山製鐵所クレオリート切貯塔タンク新設の件

理由別紙

アウ

五、五、四、〇、〇、〇、四

裏面白紙

集排不認企第三五五號

昭和二十四年十一月二十六日

24.12

企業部第二課

# 日本製鐵株式會社

殿

持株會社整理委員會

企業部長 前原 勇

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請不承認の件

十月十三日附貴社の申請にかゝる左記事項は不承認にな

りましたから御通知します

記

一、釜石製鐵所成器ヤード五屯走行車重載新設の件

7.a

(二五、〇〇〇、〇〇〇)

裏面白紙

集排承認企第三五六號

昭和三十四年十一月二十六日

持株會社整理委員會

企業部長 前原 勇

# 日本製鐵株式會社

取締役社長

三鬼 隆 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請承認の件

十月八日附貴社の申請にかゝる左記事項は承認になり

ましたから御通知します

記

一、釜石製鉄所サノダ発電所配電盤購入据付の件

(三〇〇、〇〇〇円)

スル

裏面白紙

企業部

集排不認企第三五七 號

昭和二十四年 十一月 十三日

24.12.20

持株會社整理委員會

企業部長 前 原 勇

# 日本製鐵株式會社

取締役社長 三 鬼 隆 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七 條の規定による申請不承認の件

九月一 日附貴社の申請にかゝる左記事項は不承認になりましたから御通知します

記

一、八幡製鐵所三五〇〇KVAイルグナー設備取替の件

理由別紙

三六

(三六、七四〇千円)

裏面白紙

集排不認企第三五八 號

昭和二十四年十二月十三日

24.12.20

持株會社整理委員會

企業部長 前 原 勇

# 日本製鐵株式會社

取締役社長 三 鬼 隆 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請不承認の件

十月十五日 日附貴社の申請にかゝる左記事項は不承認になりましたから御通知します

記

一、釜石製鐵所鉾澤運搬<sup>社</sup>処理設備新設<sup>件</sup>

76.

(一六五、二八七、〇〇〇円)

裏面白紙

集排不認企第 五九 號

昭和二十四年十一月十三日

24.12.20

持株會社整理委員會

企業部長 前原 勇

# 日本製鐵株式會社

取締役 三鬼 隆 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請不承認の件

十月十五日 日附貴社の申請にかゝる左記事項は不承認になりましたから御通知します

記

一、釜石製鐵所周波敷変更所整備の件 (三三八〇、〇〇〇円)

理由別紙

不長

裏面白紙

集排不認企第三六〇號

昭和二十四年十一月十三日

24.12.21

持株會社整理委員會

企業部長 前 原 勇



### 日本製鐵株式會社

取締役社長 三 鬼 隆 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請不承認の件

十月十九日附貴社の申請にかゝる左記事項は不承認になりましたから御通知します

記

一、釜石製鐵所尾延大型工場後部 (一四九、一九七、〇〇〇日)

附帶條件

西武の借入金の内容を合算した結果本件計画の復旧及び拡張は現行の計画より増大するものがあるとして、鋼業の復旧の急務である

裏面白紙



集排不認企第 三六一 號

昭和二十四年 十二月 十三日

24.12.21

持株會社整理委員會

企業部長 前 原 勇

# 日本製鐵株式會社

取締役社長 三 鬼 隆 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請不承認の件

十月 十八日附貴社の申請にかゝる左記事項は不承認になりましたから御通知します

## 記

一、船舶二隻買収の件 (三、四〇〇,〇〇〇円)  
 附帯條件  
 計画は現在重要なるものなり、生息地増加の途あり、  
 計画は現在重要なるものなり、生息地増加の途あり、

裏面白紙



集排不認企第 三六二 號

昭和二十四年十二月十二日

24.12.2

日本製鐵株式會社

取締役社長 三 龜 隆 殿

持株會社整理委員會  
企業部長 前 原 勇

過度經濟力集中排除法に基く手續規則  
第 條の規定による申請不承認の件  
月 日附貴社の申請にかゝる左記事項は不承認にな  
りましたから御通知します

記

一、釜石製鐵所タールミスト防止後部の件  
附帶條件  
別紙  
(五四四八、〇〇〇四)

裏面白紙

集排不認企第三十三號

昭和三年一月九日

25. 1. 12

企業部

持株會社整理委員會  
企業部長 前原 勇

日本製鐵株式會社  
取締役社長  
三鬼 隆 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請不承認の件

九月一日附貴社の申請にかゝる左記事項は不承認になりましたから御通知します

記

一、八幡製鐵所西田發電所發電用位置(毎町合七)一定増設の件  
附帶條件  
別紙

裏面白紙

集排不認企第三六四 號

昭和 三五年 一月 九日

企業部第二課

25. 1. 12

持株會社整理委員會

企業部長 前 原

勇

日本製鐵株式會社  
取締役社長  
三鬼 隆

殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請不承認の件

九月 一日附貴社の申請にかゝる左記事項は不承認になり  
ましたから御通知します

記

一、八幡製鐵所洞窟貯炭場改造  
附帯條件  
別紙  
(三五〇〇〇〇〇〇)

裏面白紙

集排不認企第 三六五 號

昭和二十五年 一月十九日

持株會社整理委員會

企業部長 前 原 勇

### 日本製鐵株式會社 殿

過度經濟力集中排除法に基く手續規則

第七條の規定による申請不承認の件

十二月七 日附貴社の申請にかゝる左記事項は不承認になりましたから御通知します

記

一、八幡製鐵所 鋳石破碎裝置改造費増額、二九三六、五〇円

別紙理由によらば

裏面白紙

企不承認第三六六號

昭和 年 月 日

25. 4. 28

日本漕達株式会社

社長 田中東馬 殿

持株會社整理委員會  
企業部長 前 原 勇

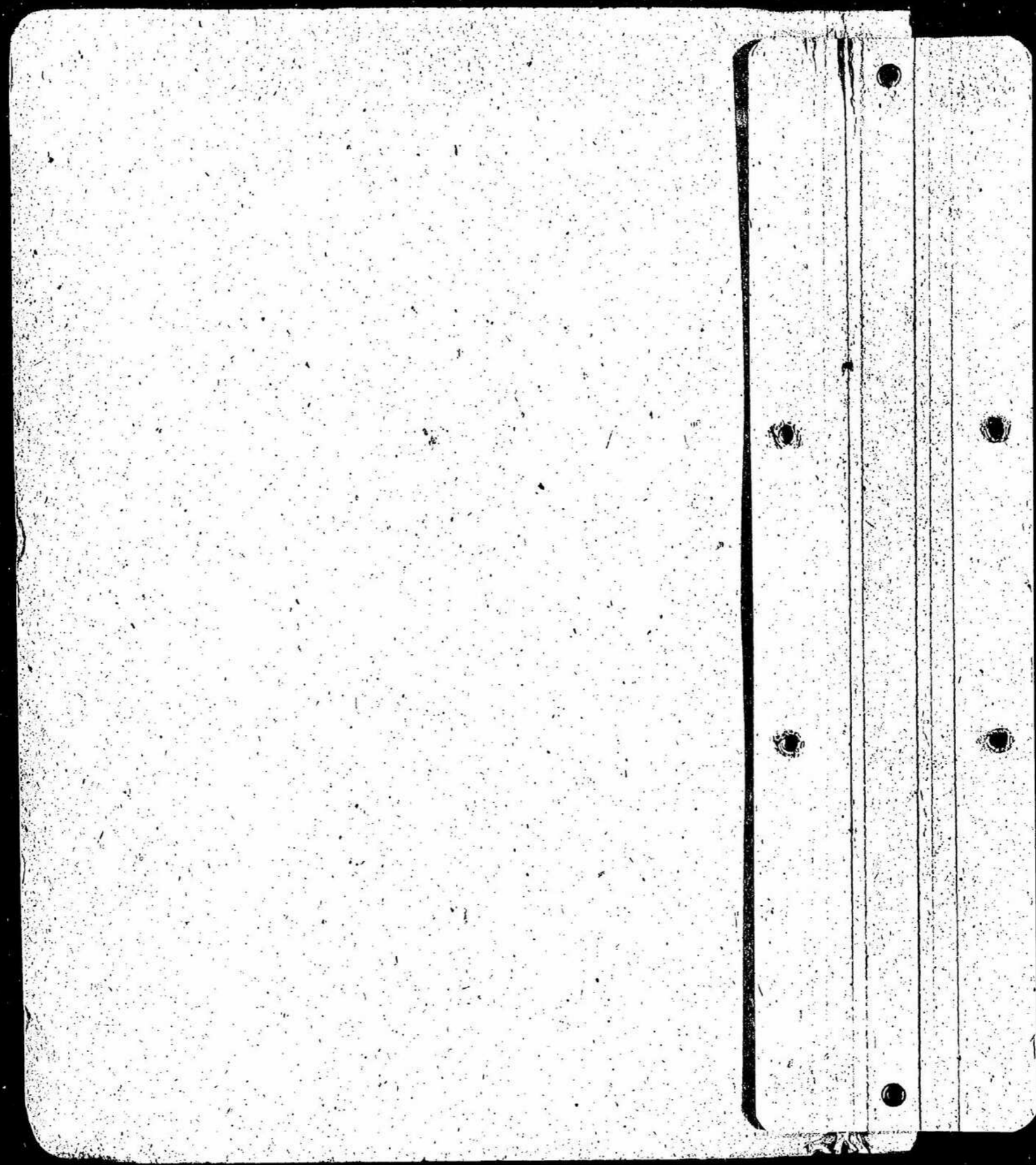
昭和廿五年三月十七日附貴翰第  
不承認となりましたから此段御通知致します

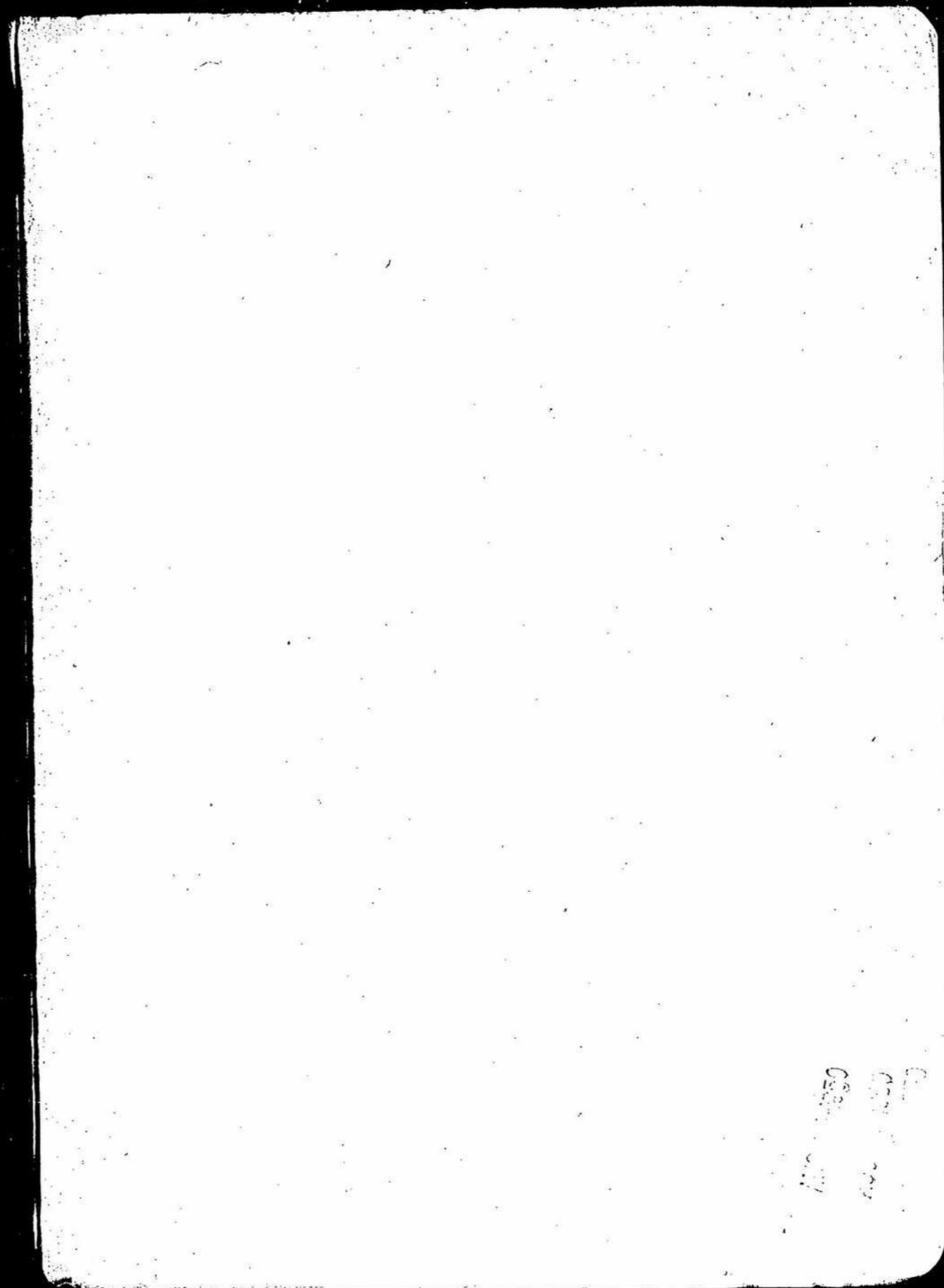
號申請にかかる左記の件は

記

一、高岡工場のサブリン製造設備増設(金額 卅七、二六五圓)の件

裏面白紙





100  
100